



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	法と情報空間：近代日本における法情報の構築と変容〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	郭，薇
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11182号
Issue Date	2014-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55421
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Guo_Wei_abstract.pdf, 「論文内容の要旨」



学 位 論 文 題 名

法と情報空間—近代日本における法情報の構築と変容

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、日本社会を研究対象に、法情報の構造を検討するものである。その狙いは、法情報の変容とその効果を解明することにある。

本論文の問題関心は、三つの理論的背景から出発している。第一に、熟議民主主義の、制度設計の参与者範囲の拡張という要請である。これは、国家法の形成に専門家以外一般人の言説が導入される可能性が増えることを意味する。そうすると、非法律専門家がいかに法を理解、議論するかが立法実践にとって重要な意味をもつことになる。第二に、法的象徴機能の理論が示唆する、法言説独自の象徴機能の存在である。これに注目することで、法律学・法律制度の運営に対する理解の複雑性について言説の側面から分析可能になる。第三に、法をめぐる日常的言説が法律専門家の言説に影響していることを指摘する、法意識論の最新展開である。法理解を特定の発言者に還元するという従来のアプローチとは異なり、複数の法言説の相互作用を情報伝達という観点から分析する必要がある。

以上をふまえつつ、本論文は「メディア主導の法情報」と「ユーザ主導の法情報」の2部から構成される。

第1部では、新聞と法律雑誌という2つの法情報のジャンルを考察対象に、時間的な軸に沿ってテキストの構造、およびメディアの組織的特徴を分析し、法情報と社会の関係を検討する。第一章では、法情報の社会構造を再構成した。従来の法情報学では、専門家が法律学的議論を展開し中心的役割を担っていると考えられている。ただ法律家の発信以外の法情報を如何に分析するかについては十分議論されていない。法律学的議論の質に関しては、平井宜雄が提唱した「マクロの正当性」、「ミクロの正当性」または「反論可能性」、という有力な分析基準が存在する。そのモデルは本来法学教育を想定したものであるが専門家以外の法的議論にも適用する余地がある

ことが示された。具体的に、情報源、主題分類など書誌情報に即して実際の報道や記事を追跡し、「マクロの正当性」、「ミクロの正当性」または「反論可能性」を検証しながら各法情報の性質を分析することで、統一した法情報の分析枠組を構築した。

第二章では、新聞における立法情報の報道状況を分析する。第1節では、表現の自由の観点から立法情報論の問題点を指摘し、法をめぐる取材・報道に関する情報制度を整理し、新聞の取材などに対する規制が情報の形成に与える影響を検討した。第2節では、時間軸に沿って、1880年～2012年における刑事訴訟法改正に関する朝日新聞の記事を対象に、記事量、文体構成、発行地、主題分類、評価立場という五つの側面から刑事訴訟法改正にかかわる報道の変化を分析した。その結果、新聞における法情報が政治の動向から日常の治安へと主題が変化しており、なかでも非専門家の情報源が重視されるようになってきたことが明らかになった。

第三章では、法律雑誌における法情報の発信という面に注目した。第1節では、法律雑誌の現状、特に法実務に関わる雑誌の歴史を整理し、刊行元また刊行趣旨の側面から、明治以来の日本の法律雑誌の情報伝達状況を明らかにした。第2節と第3節では最も伝統のある法律雑誌である『法律時報』の事例研究を行った。そこでは、1929年～1937年における『法律時報』の構成変化と1950年代～1960年代における刑事法改正（案）をめぐる特集記事の分析から、専門的な情報が深化しつつも法律雑誌としての社会的な伝達プロセスは、それぞれの時代における法律専門家の社会地位と連動していることがわかった。

第2部では、立法という現象を通して、異なる性質の情報あるいは言説との間の相互作用を検討する。その狙いは、2010年公訴時効法改正を通じて、具体的な立法過程における複数の法情報の相互作用と各メディアの影響力を検証する点にある。第四章では、予備作業として、これまでの世論と立法との分析枠組を概観した。一般的な理解として、法制定過程では、専門家が法律学的議論を展開し中心的役割を担っていると考えられている。だが2010年の公訴時効法改正では、例えば犯罪被害者団体等によって形成される「社会感情の変化」といった「世論」が非常に重要な役割を果たしているといわれた。そこでは、世論概念を拡大することによって、現代の立法過程に「世論」をより反映させようとする傾向を分析する理論の進展が確認された。

第五章では、法制審議会の議事録に基づき、主に被害者団体に対して行われたヒアリングを素材とし、それぞれの発話者の立ち位置に即して実際に交わされた会話を追跡した。その結果、審議会の席で被害者団体が、物理的被害のみならず、被害感情という認知的要素から法改正へとつ

ながら働きかけを行っていたことが明らかになった。

第六章では、公訴時効制度改正の目玉とあってよい「足立区女性教諭殺害事件」をめぐる裁判と世論の記述を比較し、立法問題である被害者感情に対する司法の処理とその情報効果を検討した。その結果、判決の法解釈と世論の法言説には、問題の関心や論証の方法など情報構造上の違いに起因する法制度の評価の差異が見られた。

第七章では、「公訴時効」をめぐる、①新聞の取材、②テレビの報道番組③ネット（SNS）上の言論の状況を確認した。その結果、次の二点が明らかになった。まず、新聞、テレビなどのマス・メディアは、時効の法的問題に関して、被害者と捜査機関から収集した情報をもとに事件の被害者や遺族の体験を映像化し、明快で共感のしやすい表現を用いて、法制度を評価している。それに対して、ソーシャル・メディアとしてのツイッターでは、公訴時効に関する情報は、法律や政治の専門家のツイッターが自主的に拡散され、新聞やテレビの動向とは異なり、被疑者の人権をどのように確保するのかといった専門家寄りの論点に議論が集中している。こうした現象から、法情報伝達の効果はメディアの形式に影響されるということが検証された。

終章の結論においては、以上の法情報の構造特徴を再考することで、その構造変化の傾向と制度設計への影響に関する以下のような知見を得た。第一に、近代法制度が導入された明治期から時間軸に沿ってみた場合、立法に関わる法情報は、政治過程と法律専門家の言説を中心とする発信者主導の「普及型」モデルから、日常生活情報に接近したユーザの反応を重視する新たな「議論型」モデルへと変化していた。第二に、その変化によって、法律専門家の言説が相対化される傾向が見られ、従って立法過程において世論言説の影響が強まった。第三に、法情報は、一方で環境面として、テレビやインターネットなどの情報装置の普及や、活字中心から音声、映像中心へという表象空間の変化と、同調していたが、他方で編集面としては、技術と評価の内容が混在した従来の情報モデルとも連続していた。すなわち、内容的に異なった役割を担う法情報が分化しないまま法情報空間が拡大してきた結果、法情報の間に協働ではなくコンフリクトがより生じやすい構造が生まれてしまっている。